別紙

# 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

1　「運営推進会議」及び「介護・医療連携推進会議」とは

| 運営推進会議 |
| --- |
| 事業所が、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による**利用者の「抱え込み」を防止**し、地域に開かれたサービスとすることで、**サービスの質の確保を図る**ことを目的として設置するもの |

| 介護・医療連携推進会議 |
| --- |
| 事業所が、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることおよび当該会議において、**地域における介護および医療に関する課題について関係者が情報共有**を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するもの |

2　運営推進会議等の開催準備

⑴　設置主体

事業者が自ら設置・開催・運営します。

⑵　開催時期・回数

【運営推進会議】

| サービス種別 | 開催回数 |
| --- | --- |
| 認知症対応型共同生活介護 | おおむね２か月に１回以上<br>（年６回以上） |
| 小規模多機能型居宅介護 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | |
| 地域密着型通所介護 | おおむね６か月に１回以上<br>（年２回以上） |
| 認知症対応型通所介護 | |

【介護・医療連携推進会議】

| サービス種別 | 開催回数 |
| --- | --- |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | おおむね６か月に１回以上<br>（年２回以上） |

※　規定の回数を開催していない場合は、**運営基準違反**となります。

⑶　構成員

| 運営推進会議 |
| --- |
| 利用者 |
| 利用者家族 |
| 地域住民の代表者（町会役員、民生委員、老人クラブの代表等） |
| 区職員 |
| 地域包括支援センターの職員 |
| 当該事業についての知見を有するもの（他法人の介護事業所の管理者・ケアマネジャー・介護相談員等、連携医療関係者等） |
| 介護・医療連携推進会議 |
| 上記に加え、地域の連携医療関係者（地域の医療機関の医師やソーシャルワーカー等） |

※　区は、構成員が適正にそろっているかを構成員名簿等で確認します。**地域住民の代表者**や**当該事業について知見を有するもの**が名簿に記載されていなかった事業所も見受けらましたので、必ず上記の構成員の設定をお願いします。

３　会議の開催

⑴　開催の流れ

会議の開催毎に実施

**年間スケジュール・構成員の決定**

年度初め（もしくは前年度）に年間スケジュール及び、利用者の家族等に趣旨を説明し、構成員を決めます。

↓

**年間スケジュール・構成員名簿の提出**

**開催する年度の４月末までに**区へご提出ください。様式は、区ホームページに掲載しています。

↓

**開催場所、開催内容決定**

会場、次第を決定し、当日の配布資料を作成します。開催場所を事業所以外とすることも可能です。
オンラインでの開催も可能です。
文書による情報提供・報告（書面開催）は認められません。

**構成員へ開催通知・出欠確認**

構成員（区を含む）に**開催日の２週間前までに**開催通知を送付し、出欠確認を行います。

↓

**会議の開催**

↓

**議事録の作成・構成員へ送付**

開催後は議事録を作成し、**開催後１か月以内に**構成員へ当日配布資料とともに送付します。
※出欠に関わらず区へも送付してください。

↓

**議事録の公表**

作成した議事録は、事業所内での掲示やホームページへの掲載等により公表します。なお、公表にあたっては、記録内容から個人が特定できることがないように個人情報の取り扱いに十分注意してください。

↓

**会議資料の保存**

作成した議事録を、運営推進会議の完結の日から２年間（会議を開催した日が属する年度の翌年度から２年度）保存してください。

区ホームページ：https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/koureisya_kaigohoken/kaigo_hoken/ta9010002023013.html

⑵　会議の内容

サービスの提供状況を報告し、参加者から評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会としてください。具体例については、以下を参考にしてください。

| 内容（例） |
|---|
| 事業運営の基本方針 |
| 日常サービスの提供内容や定例行事の実施報告 |
| 利用者の構成（年齢、要介護度、利用年数等） |
| ヒヤリハット、事故報告（発生状況、再発防止策等） |
| 利用者の健康管理に係る取り組み（熱中症や感染症に対する取り組み等） |
| 非常災害対策の取り組み（消防計画の策定・見直し、避難訓練の実施等） |
| 地域連携の取り組み（地域行事への参加、異年齢交流、ボランティアの受け入れ等） |

※　事故報告については、**区へ事故報告書の提出が必要**（擦過傷や打撲など比較的軽易なけがの場合、老衰等により死亡した場合（看取り期にある場合や病気が主原因であることが明らにある場合等。）を除く）、となります。

資料には、**区へ事故報告をしたものなのか、軽微な事故なのかを分かるように記載をお願いします。**

事故報告書の詳細は、区ホームページをご確認ください。

区ホームページ：https://www.city.sumida.lg.jp/online_service/sinsei/kaigo/jikohoukokusyo.html

４　合同開催について

運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議等を合同で開催することが可能です。なお合同で開催する場合は、**必ず各事業所の運営推進会議等の構成員へ開催通知を送付してください**。開催通知には、合同で開催する事業所名を記載してください。

【条件】

①　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

②　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

③　合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議等の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く）

④　外部評価を行う運営推進会議等は、単独で開催すること。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応対応型共同生活介護のみ）

| | 合同開催の条件 | | | |
|---|---|---|---|---|
| サービス種別 | ①個人情報・プライバシー保護 | ②同一の日常生活圏域内 | ③開催回数の半数を超えない | ④外部評価を行う場合は単独 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 認知症対応型共同生活介護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 小規模多機能型居宅介護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | ○ | ○ | ○ | × |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ○ | ○ | ○ | × |
| 地域密着型通所介護 | ○ | ○ | × | × |
| 認知症対応型通所介護 | ○ | ○ | × | × |